

平成 22 年 8 月 16 日

内閣官房国家戦略室 御中

全国青年税理士連盟
会長 片山 泰宏
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401 号
電話 03-3354-4162

「新年金制度に関する検討会 中間まとめ」 に関するパブリックコメントに対する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、青年税理士約 3,000 名により組織されている団体であり、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、平成 22 年 7 月 16 日付で貴室から表題のパブリックコメントが公示され「新年金制度に関する検討会 中間まとめ」(以下「中間まとめ」という。)に対する意見を募集されておりますが、この「中間まとめ」には(改革に当たっての留意事項)として「新たな年金制度を構築するためには、現在、政府において検討を進めている、社会保障と税に関わる番号制度の導入が不可欠です。」といった記述がなされています。

しかしながら、貴室「新年金制度に関する検討会」の会議資料及び議事要旨など国民に公表されている議論の過程を見る限りにおいては「新たな年金制度を構築するために(中略)社会保障と税に関わる番号制度(以下「番号制度」という。)の導入が不可欠」であると結論づけるに足る議論は未だなされておられません。にもかかわらず、このように記述することは番号制度導入ありきの恣意的な情報提供であると言わざるを得ません。

十分な議論もないままに番号制度の導入を「不可欠」と結論づけ、パブリックコメントを実施することは非常に誘導的であり、国民から広く自由に意見を収集し、これを政策に反映させることを目的とするパブリックコメント制度の趣旨に反するものであるとともに、公平・透明・納得の三原則を基本とする政府の基本方針とも相反するものです。

そこで当連盟としては、納税者の権利擁護の観点からこのような恣意的な情報提供につき強く抗議するとともに、国民からの意見収集プロセスの適正化をはかるため、次のとおり要望するものであります。

1. 国民からの意見を積極的に募集し、かつ、真摯に受け止め政策に反映させること

パブリックコメントは請願権などと同様、主権者たる国民が政府や行政機関等に直接はたらきかける機会を保証・提供する制度であり、国民が政治に直接参加するための手段であるということもできる。

従って、ガス抜きや世論誘導のための恣意的な意見募集ではなく、施策や法案に国民の声を積極的に反映させるための実のある意見収集に徹するべきである。

2. 国民への説明責任を果たすこと

意見募集の際には、世論誘導などのための恣意的な情報提供ではなく、真に国民への説明責任を果たすための十分な議論を行った上でその情報開示を行い、国民が自ら正しい判断を導き出せるよう、公正な情報提供に徹するべきである。新年金制度に関する検討会の議事に関しては議事要旨しか公開されていないが当然に議事録まで公開すべきである。

以 上

(参考)「新年金制度に関する検討会」における番号制度に関する主な議論等の内容

1. 第4回会合(2010/04/27)

駒村教授(慶應義塾大学)の資料に「税制、税・社会保障番号による所得、給付の把握、管理が必要」とあるが、議事要旨には「税制との関係では、年金課税、歳入庁、税・社会保障共通番号の問題など所得補足をどのように行っていくかという問題、給付付き税額控除との関係整理といった課題がある。」といった程度の説明しかなく、質疑応答でも番号制度についての内容は皆無である。

2. 第5回会合(2010/05/13)

高山教授(一橋大学)は保険料の徴収等の問題に関し「なお、税と社会保障の共通番号について検討が進められているが、これが導入されたからといって解決できる問題ではない。韓国では、1960年代末から国民総背番号制を導入しているが、自営業者は家事関連経費を必要経費に算入するなど、本来、納めるべき年金保険料を支払っていないのではないかとこの不満が、サラリーマンの側で高まっている。」という説明をされており、番号制度の有効性にむしろ疑問を呈している。